

サッポロホールディングス株式会社及びサッポロビール株式会社と旭川市との包括連携協定

サッポロホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サッポロビール株式会社（以下「乙」という。）及び旭川市（以下「丙」という。）は、包括的な連携のもと、幅広く様々な分野において、相互に協力してまちづくりを進めることで、旭川市内の一層の活性化に資することを目的として、以下のとおり協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる事項について、包括的な連携に関する情報交換及び意見交換を実施し、相互に合意した具体的事業について協働で取り組むものとする。

- (1) 協働事業の推進など、地域力の向上と市民主体のまちづくりに関すること。
- (2) 環境保全など、環境と共生する美しいまちづくりに関すること。
- (3) 観光や物産振興など、都市の魅力と賑わいを生み出すまちづくりに関すること。
- (4) 地元食材の活用など、食を通じた人にやさしいまちづくりに関すること。
- (5) 防災や災害対策など、暮らしの安全・安心を守るまちづくりに関すること。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、同期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙の3者間で、本協定を延長しない旨の意思表示がない限り、本協定は自動的に2年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（役割分担）

第4条 第1条の連携事項に基づく具体的な役割分担は、各事業ごとに甲、乙、丙協議して定める。

（責任分担）

第5条 甲、乙及び丙は、前条の役割について、それぞれの責任で行うものとする。

（経費負担）

第6条 甲、乙及び丙は、第4条の役割分担に基づく経費をそれぞれ負担するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年 7月20日

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号

甲 サッポロホールディングス株式会社
代表取締役社長

上條 賢

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号

乙 サッポロビール株式会社
代表取締役社長

寺坂 史明

北海道旭川市6条通9丁目

丙 旭川市長

西川 将人